

総情企第24号
平成26年3月28日

郵政民営化委員会
委員長 増田 寛也 殿

総務大臣 新藤 義孝

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく省令案について

標記について、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく省令の立案に当たり、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第91条の規定に基づき、別紙の改正案について、貴委員会の意見を求めます。

改正案	現行
<p>（郵便局の設置基準等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号） 第四条第一項に規定する小笠原諸島</p> <p>五～七（略）</p>	<p>（郵便局の設置基準等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号） 第二]条第一項に規定する小笠原諸島</p> <p>五～七（略）</p>